

山梨県地域がん診療病院等機能強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域がん診療病院等機能強化事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、がん診療連携拠点病院とのグループ指定により高度がん診療へのアクセスを確保することで、緩和ケア、相談支援、地域連携等、基本的がん診療のさらなる均てん化を目指すことにより、地域におけるがん診療連携の円滑な実施を図るとともに、質の高いがん医療の提供体制を確立することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の対象となる事業は、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日健発0801第16号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」（以下「整備指針」という。）に基づき、厚生労働大臣が指定した地域がん診療病院が実施する次に掲げる事業（以下別表において「地域がん診療病院等機能強化事業」という。）とする。

- (1) がん医療従事者研修事業
- (2) がん相談支援事業
- (3) 普及啓発・情報提供事業
- (4) 在宅緩和ケア地域連携事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表の第2欄の基準額の合計額と第3欄の対象経費の支出額の合計額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

第5条 この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合は、変更承認申請書（別紙様式2）により、事前に知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的の達成に支障を来さない計画の細部の変更であって補助金の額の増額を伴わない変更、又は補助金の額の増額を伴わない変更で別表第1欄の各事業相互間におけるいずれか低い額の10%以内の変更の場合は、この限りではない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別紙様式3）により、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の備品につ

いては、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

- (4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別紙様式4）により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、知事が必要があると認める場合には、概算払いにより交付することができる。

2 概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別紙様式5）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 事業が完了したとき又は事業を廃止したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（別紙様式6）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（書類の保管）

第9条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年1月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表

1 事業	2 基準額	3 対象経費
<p>①がん医療従事者研修事業 ②がん相談支援事業 ③普及啓発・情報提供事業 ④在宅緩和ケア地域連携事業</p>	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>(1) がん相談支援事業対象経費のうち、報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額</p> <p>ただし、上記以外の経費は知事が必要と認めた額</p> <p>ア 7,800件以下の場合 7,605,000円</p> <p>イ 7,801件以上の場合 11,407,500円とし、 3,900件増すごとに3,802,500円を加算する</p> <p>(2) その他の事業 知事が必要と認めた額</p>	<p>地域がん診療病院等機能強化事業に必要な報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料、広告料）、委託料、使用料、賃借料、備品購入費に係る経費</p> <p>ただし、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業に限る。</p>